

弊社営業所における時短勤務対応等のご連絡

(新型コロナウイルス感染防止対策)

立石フィルター株式会社

2021年7月12日

立石フィルター株式会社では、新型コロナウイルスの感染再拡大が顕著であり第4回目の非常事態宣言が発出されことから時短勤務などの対応を下記のとおりとすることを決定いたしました。

また、東京オリンピック・パラリンピック開催による人流の増加に対する措置としても、この決定はやむを得ないことと認識しております。

今回の措置により、お取引先や関係者の皆様には多大なるご不便、ご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

(1) 実施期間

2021年7月12日(月)から非常事態宣言解除の間とします。

※状況により再度変更する可能性があります。

(2) 対象営業所

・東京本社

※状況により、上記以外のエリアを追加する場合があります。

(3) 内容

通勤ラッシュを避けるため原則9時00分から16時00分までの時短勤務とさせていただきます。

以上